

令和6年 第13回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和6年12月20日（金）

令和6年 第13回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和6年12月20日（金） 午後3時30分～
- 2 場所 野尻庁舎 大会議室
- 3 出席委員 大山和彦 大部菌智子 廣崎真美 園田貞哉 永井良雄
- 4 参与職員 松元公孝 今西敦子 田村智宣 久保田恭史 山内寿朗 古沢博文
(調製職員) 池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

大山教育長 それでは、ただいまより令和6年12月12日付小林市教育委員会告示第19号で招集されました、令和6年第13回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事に入ります。

報告第25号 令和6年度小林市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱（追加）について、説明をお願いします。

久保田社会教育課長 報告第25号 令和6年度小林市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について、追加ということでご報告を申し上げたいと思います。資料2ページをお願いいたします。

2つの教室から追加の申請が上がっております。

まず、西小林教室の一番下の方ですが、11月20日からサポーターとして活動していただいております。

また、永久津教室におきましては、一番下に記載されている方が12月1日から、サポーターとして活動をお願いしているところでございます。

以上でございます。

大山教育長 委嘱の追加分ということになります。

大部菌教育長職務代理者 年齢は大体どのくらいですか。

久保田社会教育課長 西小林教室の方が40代で、永久津教室の方は30代です。若い方が今協力をいただくような形になっております。

- 大山教育長 何かご意見等ありますか。よろしいですか。(はい)
それでは、次に報告第26号 令和6年度こばやし駅伝競走大会について、説明をお願いします。
- 松元教育部長 報告第26号 令和6年度こばやし駅伝競走大会について、スポーツ振興課長が所用で遅れますので、私から説明いたします。
3ページからになりますが、事故等もなく滞りなく無事終わり、結果を載せております。ご協力ありがとうございました。
- 大山教育長 当日は天候にも恵まれまして、いい大会だったと思います。
- 大部菌教育長職務代理者 新記録が出たという話も聞きました。
- 松元教育部長 大会新記録となります。一昨年コースを変えて今回のコースで走るのは3回目になりますが、その中で一番いい記録となります。
- 園田教育委員 今回も車に同乗させてもらって、応援させていただきました。ありがとうございました。
車の中でも話をさせてもらいましたが、応援の方がちょっと少ないかなという感じがしました。その中で永久津地区の太鼓の演奏は、走る選手たちにもすごく励みになり、元気を与えてもらったのではと思います。
その団体の方に、教育委員会として感謝の意を伝えていただければと思います。
それと今回初めて家族賞というのが設けられて、なかなかいいと思いました。私も個人的に4人出場したことがあります、その時もすごくいい思い出になっていますし、それでまた表彰を受けられたら本当に家族にとっていい思い出になると思います。
あと、閉会式がちょっと長いのではということを耳にしましたが、省けるようなことはあまりなかったのではと思いました。
- 松元教育部長 永久津地区いきいき協議会の太鼓は私も感動しました。何か謝意を申し上げられたらいいと思います。家族表彰については要望があって、反響がかなりありました。ただ、そこが最後の閉会式の長さに繋がって、区間賞の表彰は一瞬で終わるのに、家族表彰はすごく長くなったので、今後は少し工夫していきたいと思います。

あと、沿道の応援をもう少し増やさないといけないというのは課題で持っているので、また早速来年に向けて協議を始めていきたいと思います。

大部 菌教育長職務代理者 今回の沿道のことですが、走る前に「今から走ってきますよ。」という広報車のアナウンスは、今年は回りましたか。

松元 教育部長 はい、回りました。

大部 菌教育長職務代理者 回ってあれくらいの応援ということは、検討しないといけないですね。

廣崎 教育委員 私も駅伝に行けませんでした。その日はイベントが結構重なっていて、私は中学校の吹奏楽部の定期演奏会があったので、そこにも生徒には来て欲しいわけです。そういうイベントのかぶりがすごく多かったんじゃないかなというのはちょっと感じました。

松元 教育部長 この駅伝大会は1月第4週だったのを、寒すぎるということと受験シーズン、インフルエンザのシーズンということで、12月第1週日曜日で固めています。できるだけ市内のイベントは重複しないようにしています。大運動会のときは完全に小・中学校に行事を入れなくてくださいとお願いをしていますが、駅伝はそこまでしていないので、もう少し工夫できればしていきたいと思います。

大部 菌教育長職務代理者 私も長く、この駅伝を見てきていますけど、毎年進歩していると思います。記録の集計に大変時間がかかった頃もありましたけれども、今回はスムーズな進行で、本当に職員の方の動きに感動いたしました。

大山 教育長 この駅伝だけではなくて、教育委員会が主催するいろんなイベント等について、例えば文化祭の参加者の数とか、それぞれその時その時反省をして、次年度に活かしていくということで、課長には伝えていきます。

今言われた広報の問題も課題かなと思っています。来年はそういった工夫をいろいろしていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、報告第27号 小野湖特設カヌー・ローリング競技場（仮称）の整備の方針についての説明をお願いします。

古沢 国スポ・障スポ推進室長 報告第27号 小野湖特設カヌー・ローリング競技場（仮称）の整備の方針について説明させていただきます。資料5ページです。

先ほど追加でお配りしました3枚の資料に沿って説明させていただきます。

第 81 回国民スポーツ大会カヌー競技及びローイング競技の実施に伴う小野湖の整備計画の決定についてです。

1 の目的についてはご覧のとおりですので割愛しますが、2 の概要をご覧ください。

前回の振り返りも確認しながら説明していきます。

当初は、カヌー競技の実施に必要な整備計画を作成し進めておりましたが、ローリング競技を急遽受け入れることとなりまして、令和 6 年 10 月 4 日に実施された日本ローイング協会による正規視察において、当初計画していたかじかの湯下のリギング場（船置場・乗降場）では面積が不足することから、競技運営が不可能であるということで指摘をいただいたところです。それを踏まえまして整備計画の見直し検討を行って、新たに整備計画（案）を作成し、先月 18 日の第 12 回教育委員会定例会において、その新たな整備計画（案）を提出し、承認をいただいたところであります。

その後、今から申し上げる経過を経まして出された意見を踏まえて、整備計画を決定したので報告をさせていただくものであります。

3 の主な経過です。

11 月 19 日に市議会全員協議会において整備計画（案）を説明しております。同日に臨時須木地区区長会において整備計画（案）を説明しており、裏面になりますが、12 月 10 日と 11 日に須木地区住民説明会において整備計画（案）を説明し、12 月 13 日の行政経営会議において整備計画の決定について審議をいただいて承認をいただいております。

そして 12 月 16 日に市議会全員協議会において整備計画の決定について報告をさせていただいたものになります。

別紙 1 と書かれてあります図面をご覧ください。これが整備計画の決定の図面になりますけれども、先ほどの経過を経て、リギング場と附属施設をかるかや一体に整備をしていただくことになります。

それから右下の赤で囲んでありますところは、カヌーの審判席、併せて観覧席を整備していくことになります。

コースが湖面上にありまして、下の方にローリングの審判席をスタートと中間地点とゴール地点の陸地にそれぞれ、テントが 1 張程度張れるような

平場のスペースを作るものになりますが、このような形で整備していくということで決定をさせていただいたものになります。

次の別紙2をご覧ください。

先ほどの経過の中で須木地区の臨時区長会、それから住民説明会を開催したとありましたけれども、その中で出された意見等をご紹介しますと思います。

まず1番目の臨時須木地区区長会ですが、11月19日に行っております。全部で10区ありますけれども、区長又は代理者全員にご出席いただいております。ちなみに区長が8名、代理者が2名ということであります。出された意見結果ですが、1つ目が、出席者全員に整備計画（案）に対するご理解をいただきました。さらには後押しをしていただけるような状況でありました。

2つ目としまして、代替宿泊施設の整備に関する意見、併せて新たに代替宿泊施設を建設していきますという説明をしておりますので、それに関する意見・要望が大部分を占めておりましたが、今後宿泊施設の整備については、意見・要望等をきちんと聴取しながら進めていくということで説明を行ったところであります。

それから2番目の須木地区住民説明会につきましては、12月10、11日の14時からと18時からの昼の部と夜の部ということで、それぞれ合計4回開催しております。

昼の部についてはこの説明に加えて、小野湖の船上での説明も行ったところです。参加者について、12月10日の14時からが16名、うち船上での説明会は11名。それから、夜が18時から7名、12月11日の14時から12名でそのうち船上での説明参加が4名。18時から8名ということで、2日間合計で43名の方にご出席をいただいております。

裏面になりますが、結果として出された意見ですけれども1つ目が、全体としては肯定的な意見が多く、概ねご理解をいただきました。国スポの盛り上がりや代替宿泊施設に対する期待が大きいものであります。

2つ目として、須木地区にとってチャンスであり、この事業を起爆剤として須木地区を盛り上げて欲しいなどの後押ししていただける意見が非常に多かったと記憶しています。

3つ目が、かるかや解体については、やはり解体を惜しむ意見等もありました。しかし説明会の中で質疑応答を重ねるうちに、概ねご理解をいただいたものと考えております。

なおご意見の中には、かるかやを活かしていただきたい、移設なり、材の再利用も含めて、今後、新しい施設を作るにあたっては活かして欲しいということがありましたので、この点は今後手法の中で検討して、引き続きご理解をいただけるように努めて参りたいと考えております。

最後4つ目ですけれども、特に宿泊施設について計画が進展する際には、住民の意見、要望を聞きながら進めて欲しいと思う意見が多々ありました。そのように進めさせていただきたいということで回答を行ったところです。最後に、最初の資料に戻っていただいて、裏面になりますが、当面のスケジュール予定を掲載しております。説明は以上になります。

大部 菌教育長職務代理者 須木地区の住民の方にご理解いただけたということで、大変よかったですと思います。今の説明の最後にありましたが、住民の意見・要望を聞いてくださいということで、今後どのような施設にするか計画を立てる時に、住民の代表の方に入っていただいて計画を立てるということでしょうか。

松元 教育部長 競技場整備につきましては、教育委員会で所管しております。かるかやを解体して、新しく宿泊施設を整備するところは商工観光課が所管となりますが、今後の予定としましては、この間の全員協議会でもありましたが、質疑があつて、今おっしゃられたような住民の方も入れた検討委員会を立ち上げて協議していくこととなります。

詳しく言うと、1月か2月に、官公庁の専門家派遣事業を受けまして、2ヶ月程度、助言をもらうようになっています。そういった意見も踏まえて、住民の方への説明会もしますが、検討委員会そのものにも入ってもらいながら、決めていくこととなります。

先ほどの補足で言いますと、競技場整備に係る部分につきましては国スポですので、基本的に整備、或いはかるかやの解体とか、そういったものまで含めて、県の補助を利用できることになりました。

それと併せて代替宿泊施設整備も、整備する財源の見通しも立てられる状態になったということで今回、提示して行っております。

国、官公庁も含めた国県と協力しながら進めていくということです。

基本的には、国スポの本番までには宿泊施設も間に合わせたいですけど、やはりしっかりと意見を聞きながらになるので、もしかすると本番のとき、建設中の可能性もあります。ただ、しっかりしたものを後年度残していくというのが大事かなと思います。

大部 菌教育長職務代理者 できれば間に合うように作っていただきたいと思います。

永井教育委員 住民の方への説明があつて、大分理解をいただいたということで、非常によかったかなと考えてはいますが、ただ、住民の参加された方の人数が多いか少ないかは分かりませんが、参加されていない人たちに対してお知らせというか、区長さんあたりとまた話をさせていただいて、連絡が回るような形をしておくといのかかなと考えますので、よろしくをお願いします。

松元教育部長 ただいまのことにつきましても、全員協議会でも説明しましたが、やはり全体像を聞いていただけたら、概ね理解していただけるのですが、おっしゃるとおり、かるかや解体のことだけが前面に出て、そこで意見が寄せられたりもしています。

そこについても議会の中で、個別対応も含めて、しっかりと理解していただくように、引き続き地道に努めて参りますと回答したところです。

大山教育長 また経過等は随時お知らせをしていきたいと思います。

それでは続きまして、議案に入りたいと思います。

議案第 44 号 小林市立小学校、中学校の通学区域に関する規則の一部改正についての説明をお願いします。

今西学校教育課長 議案第 44 号 小林市立小学校、中学校の通学区域に関する規則の一部改正について教育委員会の承認を求めるものでございます。

6 ページをお願いいたします。それと、本日お配りしました、別冊資料を一緒にご覧ください。

まず初めに、この規則について説明をさせていただきたいと思います。

別冊資料の1ページをお願いします。

今回改正する規則、小林市立小学校、中学校の通学区域に関する規則は、児童生徒が通学する学校区について定めている規則になります。

規則には、ここにお住まいの児童生徒はここの学校に通うことになりまうということですか、本来通うべき学校ではなくて、校区外、区域外の基準、このような基準に該当する特別な事情があれば校区外通学を許可しまうといったことが定めてある規則になります。本来通うべき学校ではなく違う学校に通う制度として、今申し上げました校区外通学等がありますが、もう1つ、小規模特認校制度というのがございます。

今回の規則改正は、この小規模特認校制度に関する改正となっておりますので、次に小規模特認校制度についてご説明を申し上げます。

別冊資料の4ページをお開きください。

児童生徒の通うべき学校区については、先ほどご説明を申し上げたとおり、規則によって定めていますが、この小規模特認校制度の第1、趣旨及び目的のところを読み上げますけれども、緑豊かな自然環境に恵まれる小規模校で、心身の健やかな成長を図り体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者及び児童生徒に一定の条件を付して、特別に就学の機会を認めるものであります。

この細則に基づきまして毎年実施要領を定めておりまして、6ページに今年度定めました実施要領をつけております。

先ほどの細則を踏まえて、年度ごとに定めております要領です。

令和6年度は、3の指定校にありますとおり、幸ヶ丘小学校を指定しております。

この小規模特認校制度を利用できるのは、4の転入学の条件、児童の本来通学すべき学校が、小林小学校と三松小学校の児童のみを対象としております。

ですので、本来通学すべき学校が、小林小学校、三松小学校の児童が、先ほどお話した趣旨及び目的に沿って指定される幸ヶ丘小学校への通学を希

望する場合に、本来通う学校と指定校と教育委員会での協議が整えば、この小規模特認校制度を使って、幸ヶ丘小学校へ通学することを認めるという制度になっております。この制度は今、指定校が幸ヶ丘小学校とお伝えしましたが、小学校のみの制度となっておりますので、中学校へ進学をする際には、先ほどの規則で定めてありますとおり、小林小学校であれば小林中学校、三松小学校であれば三松中学校に進学をすることとなります。今回の規則改正の大きな部分については、この小規模特認校制度で指定校である幸ヶ丘小学校に通学をしていた児童が、小学校を卒業して中学校に進学をするとなったときに、本来は住所のある区域の小林中学校、三松中学校に通うことになっているところを、希望があれば幸ヶ丘小学校を卒業した児童が進学をする西小林中学校に通学することも認めますというように改正をするものでございます。

定例会資料の7ページに規則の案をつけておりますが、今回改正が4ヶ所ございますけれども、9ページに新旧対照表をつけておりますので、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の改正が第4条の2になります。

右側の現行のところを読み上げますけれども、第4条(略)、第2項、教育委員会が前条第2項の場合において、学校教育法施行令第6条第の規定に基づきとございますけれども、この下線の引いてある部分の第6条の第の部分が不要でございますので、左側の改正後のように、第6条の規定に基づきということで、この第の字を消すというのがまず1つ目の改正でございます。

2つ目が、その下の段、別表第3(第4条関係)、左側、改正後は第5条関係となっておりますが、条ずれが生じていたので、今回の改正に合わせて正しく改正をするものです。

次に3つ目の改正になりますが、この部分が先ほど申し上げました、今回の改正の大きな部分になりますけれども、資料の11ページをお願いいたします。

11ページの一番下のところ、右側の欄では9その他となっております左側では、9小規模特認校となっておりますが、この9小規模特認校を追加

するというのが3つ目の改正となります。内容については先ほどご説明したとおりですけれども、小規模特認校を卒業した児童が、その小規模特認校の児童が進学する中学校への入学を希望する場合には、この校区外通学を認めるというように改正するものです。

4つめの改正は、8ページに戻っていただき、下から3行目のところで、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削るとしております。

この様式第3号・第4号については、様式上は保護者の印を押すようになっておりますが、押印はされなくても結構です、省略して結構です、という取り扱いを現在行っていますが、今回のように規則の改正をするときには、削っていくと市の方針でなっておりますので、今回の改正に合わせて㊟を削除するというものです。

今お伝えした4つの点についての改正に合わせて、運用細則についても改正をすることとしております。先ほど見ていただいた別冊資料4ページの、第3の指定校については幸ヶ丘小学校及び次のいずれにも該当する学校を対象とするとし、ア 複式学級を採用している、イ 学校規模40名以下である、ウ 小規模特認校指定について、地域の強い要望があるというようにこれまで定めております。この部分について、資料の8ページに、運用細則改正案というのを付けております。第3の指定校を、指定校は下記条件を基に教育委員会が指定するとし、ア 複式学級を採用しているまたはそれに準ずる小規模校である。イ 小規模特認校指定について、地域の強い要望がある。と改正をする予定としております。

なぜこのように改正するかといいますと、児童生徒の多様な学びを確保するために、次年度については、これまで幸ヶ丘小学校だけを指定しておりましたが、それに加えて、須木小学校、紙屋小学校を小規模特認校に指定をしたいと考えておりますので、このように改正することとしております。9ページの第7の中学校への就学として、先ほど規則の改正に伴いまして、中学校へ就学する場合には、このような手続きで、校区外通学できますという文言を追加しております。

説明については以上になります。

大山教育長 主に中学校への進学のことと、小規模特認校の幅を今後広げていくという大きな2つでしたが、須木小学校と紙屋小学校の進捗状況を説明してもらいますか。

今西学校教育課長 須木小学校と紙屋小学校を追加するにあたり、教育委員会でそれぞれの小学校にご説明に伺いました。

細則を見ていただいたらよろしいのですが、小規模特認校指定について地域の強い要望があるということ、指定の条件として入れております。

須木小学校、紙屋小学校それぞれご説明に伺ったときに、地域の学校協議会等でこの制度を校長先生からお話をさせていただけるようお願いをしておりました。そして、どちらの小学校についてもお話をさせていただいたら、この制度を利用したらいいんじゃないかということでご意見いただいておりますので、強い要望があるということを受け取りまして、新しく指定をしようと考えております。そうなってきますと、今回中学校への進学について改正をしますので、例えば須木小学校に小規模特認校で入学をされて、卒業したときに、小林中学校とか三松中学校ではなくて、須木中学校、紙屋小学校であれば紙屋中学校というように、一緒に過ごした児童と一緒に進学ができるということで、須木中学校、紙屋中学校にも説明に伺わせていただいて、了解いただいたところでございます。

永井教育委員 あまりよく分からないのでちょっと質問させてもらいますが、まずこの小規模特認校に行ける子どもの人数に制限はありますか。

それと、小林小学校と三松小学校が指定されているということですが、他の学校の指定はないのでしょうか。何か指定の理由があるのですか。

今西学校教育課長 まず、人数については制限はございません。指定校と今通っていらっしゃる小林小学校や三松小学校と教育委員会で協議をさせていただいて、許可を出すという流れになっております。

2つ目の小林小学校、三松小学校以外のところは指定していないかについて、ある程度大きな、一学年にクラス数が2つ以上あって、人数が減っても学校の運営に支障がないというところで、小林小学校と三松小学校を指定しています。

大部 菌教育長職務代理者 紙屋小学校と須木小学校ということで、他に複式を採用しているところは永久津小学校だったと思うのですが、そこは考えてらっしゃらないのですか。

今西 学校教育課長 現行であれば、複式学級を採用しているというところなので永久津小学校も条件には当てはまってくる可能性はあると考えますが、今回、紙屋小学校と須木小学校を追加させていただいたのは、市内全域のある程度ポイント的に指定させていただきたいと考えておりますので、永久津小学校は考えておりません。

大山 教育長 この改正が終わった後、来年度から須木小学校と紙屋小学校が入ってきます。例えば保護者や学校への周知のスケジュールはどうなりますか。

今西 学校教育課長 先ほどお配りした別冊資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

これは令和6年度の要領ですので令和7年度の要領は、今回、承認いただければ改正をしていくこととなります。その改正を受けて令和7年度の要領を作ります。

1月に入りましたら募集案内を広報等に載せます。あとは、小林小学校と三松小学校に、毎年、小規模特認校制度というのがありますという文書をお配りします。また、新しく小林小学校と三松小学校に入学される方には入学説明会のときにも説明をさせていただきます。

廣崎 教育委員 私も三松なので、プリントはよく目にしていましたが、自然に触れるという内容でこの学校に行きませんかという感じですけど、小林市のどこも自然がいっぱいなので、わざわざそこに行くことはないよねと思っていたんですけど、いじめや不登校になった子が行けなくなって、そういう新しい学校に行くことで学校に行けるようになっていくということを保護者は分かっているのでしょうか。

今西 学校教育課長 この小規模特認校制度というものは、不登校の子どもさんなどを限定しているわけではないのですが、大きい学校に馴染めなくて伸び伸びと育てたいということで申し込まれることはあると思います。

廣崎 教育委員 でも実際今行かれているお子さんが学校に行けているということを保護者がわかると、悩んでいてどこにも行かない子どもが、そこに行けるんだっ

たらというように、何かアプローチの仕方がないのかなと思ったところです。

田村教育指導監 そこは、校長会でも伝えて、廣崎委員が言われるように、やはり担任の先生がクラスで行きづらい、この子ももしかしたらここに行ったらというのは、職員がアンテナを張って、そこは自然豊かだけど、こういうところもあるよという1つの提案として居場所、選択肢を増やしていくようなことが大事だと思いますので、そこはしっかり周知していこうと思います。

廣崎教育委員 取り越し苦労かもしれませんが、その伝え方も難しいなと思います。それを担任の先生が言うと、追い出されるような気持ちに受け取られるかもしれないので、難しいですけど、よろしくをお願いします。

永井教育委員 先ほど話があったように、そこでいじめにあうようなことになったら本当に、逆にマイナスになってしまうので、受け入れる側の方へ説明もうまくしないと、新しくなる須木地区や紙屋地区については、今、保護者の理解はまだないと思うので、よく理解をしてもらって、みんなで温かく迎えましょうみたいなことをされると、また受け入れがいいのかなと思います。子どもも同じく、受け入れが良くなるのかなあとと思いますので、よろしくをお願いします。

大山教育長 よろしいですか。(はい) それではお諮りしたいと思います。

議案第44号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) 承認されました。

続きまして、議案第45号 市職員（教育委員会事務局）の人事異動についてです。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14号第7項に人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発語により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると定めがありますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいですか。(はい)

それでは、本議案については非公開とします。

大山教育長 次回の開催について、お願いします。

池北調整職員 令和7年1月22日水曜日、午後3時30分から市役所3階 第3会議室で行
います。よろしくお願いいたします。

大山教育長 以上をもちまして、定例会を終わります。お疲れさまでした。

閉会 17:15